

美浜の会ニュース

No. 164

2020. 6. 27

美浜・大飯・高浜原発に反対する大阪の会 (代表) 小山 英之
大阪市北区西天満4-3-3 星光ビル3階 TEL 06-6367-6580 FAX 6367-6581 郵便振替: 00950-6-308171 (美浜の会)
⇒ ホームページURL <http://www.jca.apc.org/mihama> ←

頒 価 300円
購読料 年2千円

いよいよ大詰め 国相手の大飯原発3・4号運転差止裁判 (大阪地裁) 7月7日の法廷に集まろう! 早期結審、年度内に判決を!

裁判の最大の焦点

地震規模の「ばらつき」問題で、勝訴を勝ち取ろう

国相手の大飯原発3・4号運転差止裁判 (大阪地裁) は、福島第一原発事故の翌年、2012年6月12日に原告134名で提訴した。提訴から8年が過ぎ、裁判はいよいよ大詰めに迎えている。

裁判では、地震規模の「ばらつき」の評価が最大の争点に浮上している。国の審査ガイドでは、「ばらつき」を考慮するよう求めているが、国はこれまで一貫して無視してきた。しかし今年1月30日進行協議における裁判所の指摘によって、考慮せざる得なくなった。すると今度は、「不確かさ」を考慮せずに、両者を「重ねて評価する必要はない」として、基準地震動は現行評価のままで良しと主張している。しかしこれでは、裁判所の指摘に答えていない。原告が有利に裁判を進めている。当然に、運転停止の判決が求められる。

7月7日の法廷が結審となる可能性もある。年度内に勝利判決を勝ち取ろう。

◆国の審査ガイドが定める「ばらつき」と「不確かさ」を意図的に混同させる国の主張 ◆

地震規模 (地震モーメント: M_0) の評価について、国の審査ガイドでは「経験式が有するばらつきも考慮されている必要がある」と定めている。これは、新規基準で新たに追加された (次頁参照)。入倉・三宅式という経験式は、式の基になったデータセット (53個の地震データ) の平均値を示すものだ。大飯原発の場合、FoA-FoB-熊川断層というまだ経験したことのない3連動の地震規模を、経験式を用いて予測する。当然に、地震は平均値どおりに起こるわけではない。そのため審査ガイドでは、「ばらつき」の考慮を求めている。

「ばらつき」とは、経験式とその前提とされた観測データとの間の乖離の度合いであり、端的には標準偏差 (ばらつきの平均値) を指している。規制委員会の「考え方」では「より慎重に・・・乖離の度合いまでを踏まえる必要がある」と強調している。

7月7日 (火) 国相手の大飯原発3・4号運転差止裁判 第34回法廷
★傍聴券の抽選 14:30 それまでに大阪高裁玄関前に集合してください
15:00 大阪地裁202号法廷 終了後に報告・交流会 (AP大阪淀屋橋 3階G室)

目次

- ▼7月7日裁判に集まろう・・・p1
- ▼大飯裁判: 入倉・三宅式の「ばらつき」評価が明確な争点に・・・p4
- ▼感染症防止策と避難計画は両立しない・・・p7
- ▼六ヶ所再処理やめろ! の大合唱を巻き起こそう・・・p8
- ▼ [投稿] 6/17六ヶ所再処理工場の政府交渉・・・p10
- ▼ブルサーマルを阻止しよう・・・p11
- ▼汚染水パブコメ出そう・・・p12
- ▼関電第二次告発・・・p14
- ▼株主代表訴訟の紹介・・・p15
- ▼本の紹介・・・p16

(2) ①震源モデルの長さ又は面積、あるいは1回の活動による変位量と地震規模を関連づける経験式を用いて地震規模を設定する場合には、経験式の適用範囲が十分に検討されていることを確認する。②その際、経験式は平均値としての地震規模を与えるものであることから、経験式が有するばらつきも考慮されている必要がある。

(地震動審査ガイド 1.3.2.3「震源特性パラメータの設定」 下線は引用者)

他方で、審査ガイドが求めている「不確かさ」の考慮とは、地震規模についてではなく、断層の長さ等のパラメータは、地下にあって確定的に決めることができないこと等から、安全側にたって評価することを求めている。審査ガイドでは、「不確かさ」を考慮するものとして、震源断層の長さ、地震発生層の上端深さ・下端深さ、断層傾斜角、アスペリティの位置、応力降下量等をあげている。

このように、「ばらつきの考慮」と「不確かさの考慮」は質的に違うものであり、審査ガイドでは別項目で扱われている。それにも関わらず国は、自らが定めた審査ガイドを意図的に捻じ曲げ、「不確かさ(ばらつき)としてアスペリティの位置・応力降下量や破壊開始点の設定等を考慮」等と混同して使っている。「アスペリティの位置」等は「(ばらつき)」ではない。(4頁参照)

◆裁判所の指摘によって、「ばらつき」を考慮せざるを得なくなった国

しかし、「両方を考慮する必要はない」と主張し、今度は「不確かさ」を考慮せず

国は裁判所の指摘によって、5月12日付で提出した第33準備書面で、原告と同様の方法で、地震規模に標準偏差(1σ)を考慮して、地震動を評価した。しかし、現行の基準地震動856ガルに対して、標準偏差を考慮しても812ガルにしかならないという奇妙な評価結果を持ち出し、大飯原発の耐震安全性は保たれていると結論付けている。そのカラクリは、「不確かさ」を考慮しない「基本ケース」606ガルに標準偏差(大飯の場合1.34倍)を考慮しただけ(606×1.34=812)。「不確かさ」と「ばらつき」の両方を重ねて考慮する必要はないという説を出してきた。

原告は、審査ガイドに従って両方を考慮している。「不確かさ」(短周期を1.5倍)を考慮した現行の基準地震動856ガルに、「ばらつき」を考慮して1,150ガル(856×1.34=1,150)になると主張している。その結果、審査で合格となった856ガルは過小評価となり、大飯原発の耐震安全性は成り立たなくなる。

国はこれを避けるため、必死に抵抗し、上記のようなごまかしまで行っているのだ。

◆全ての原発で「ばらつきの考慮」を求めよう

地震規模の「ばらつき」を考慮することは、国の審査ガイドで規定され、大阪地裁の裁判では、それを具体的に適用することが裁判の争点となっている。しかし、全ての原発の審査で「ばらつき」は考慮されていない。地震規模は、経験式という平均値で決められているだけ。各地の反対運動でも、「ばらつきの考慮」を取り上げ、基準地震動の過小評価を厳しく批判していこう。

大阪地裁の国相手の裁判で勝利すれば、全国の原発に波及する。それほどに普遍性と意義を持つ裁判となっている。原告は6月2日に、上記の国の主張を批判する準備書面(37)を提出した。さらに同日には、小山原告団共同代表の陳述書で「ばらつき」問題も含めて、国の地震動過小評価を批判している(裁判書面・裁判報告は下記URL参照)。

裁判の書面・報告 http://www.jca.apc.org/mihama/oosaiban/oosaiban_gyouso_room.htm

◆老朽原発でも地震動は過小評価。再稼働を止めよう

関電は金品受領や役員への報酬補填等が明らかになり、原発推進がもたらすその隠ぺい体質が社会的に厳しく批判されている。関電に対する刑事告発や、株主代表訴訟が提訴されている。それでも関電は、老朽原発（高浜1・2号、美浜3号）の再稼働を秋以降に狙っている。しかし、

原発	現行の基準地震動 (単位：ガル)	「ばらつき」を考慮 (1標準偏差の場合)	「ばらつき」を考慮 (2標準偏差の場合)
大飯3・4号	856	1,150	1,540
高浜1～4号	700	938	1,257
美浜3号	993	1,330	1,780

老朽原発でも「ばらつき」を考慮すれば、基準地震動は過小評価となり、耐震安全性は確保できない（左表）。

さらに関電の原発では、高浜3号の蒸気発生器に「異物」が混入し、4月に予定していた原子炉起動はできなくなり、8月まで定検を延長している。「異物」による細管損傷が確認された2月以降、「異物」はいまだ見つからない。そのため関電は、大飯3号を夏場に動かすため、8月予定の定検を5月8日から前倒しする予定だった。しかし定検では、県外からも多くの労働者が現地に入る。これに対して、地元住民や首長・議員・知事から感染症拡大の強い不安の声があがり、関電はこの計画を取り下げた。避難計画を案ずる関西連絡会も福井の市民団体と共に、4月28日に関電や自治体に対し、感染症対策を最優先にして定検前倒しを中止するよう要望書を提出した。

老朽化対策工事や特重施設工事も含め、夏場には多くの原発が運転を停止する（下記の予測表参照）。さらに、感染症防止策と原発事故時の避難計画は両立しないことも明らかだ。

これらと共に、地震動の過小評価の問題を自治体等にも訴え、秋以降の老朽原発の再稼働を止めていこう。年度内の勝利判決で、さらに運転を止めていこう。

関電の原発の停止状況（関電資料等より作成）

	2020年												2021年																	
	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12											
高浜3	定検+特重施設工事遅れで12/22まで停止																													
高浜4					10/7～2/10 定検+特重工事遅れ																									
高浜1	老朽化工事 9月上旬まで												6/8～約2年間 特重施設遅れで停止																	
高浜2	老朽化工事 来年4月上旬まで												6/8～約2年間 特重施設遅れで停止																	
美浜3	老朽化工事9月上旬まで																												※1 特重施設遅れ	
大飯3 ※2				8月下旬から定検																									定検	
大飯4 ※2					10月中旬から定検																									

※1) 美浜3号は特重施設遅れで2021. 10. 24から約1年半停止予定

※2) 大飯3・4号は特重施設遅れで2022. 8. 23から約1年停止予定

◆7月7日の法廷に集まろう！裁判の争点を広く宣伝し、法廷内外の運動を結合していこう

裁判は、5月12日の期日が感染症拡大防止のために中止となり、前回3月以降約4か月ぶりに開かれる。これまでの進行協議からすれば、7月7日結審、年度内に判決が出る可能性もある。一方で、国は裁判の引き延ばしにかかってくるかもしれない。早期の結審と判決を求めていこう。

同時に、裁判の争点を広く知らせる準備に取りかかろう。学習会やリーフレットの作成、様々なツールを使って宣伝を強めよう。自治体申入れ等、法廷内外の運動を結合して進めよう。

7月7日の裁判に多くの原告・支援者が参加して、傍聴席を埋めよう！